

保険医療機関の書面掲示について



《医療 DX 推進体制整備加算》

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。
また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています

《明細書発行体制等加算》

当院は療担規則に則り明細書を無償で交付しています。
また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。
明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください。



《一般名処方加算》

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

《医療機関情報取得加算》

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。国が定めた診療報酬算定要件に従い下記のとおり診療報酬点数を算定します。

マイナ保険料利用する方は 初診時【1点】再診【1点】
しない方は 初診時【3点】再診【2点】
※ただし、再診は3ヵ月に1回のみ算定となります。

やまと整形外科